

①提案主体の氏名又は団体名(必須)	③提案名(必須)	④事業の実施場所(任意)	⑤具体的な事業の実施内容(必須)	⑥「⑤」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果(必須)	⑦「⑤」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容(必須)	⑧「⑦」の規制等の根拠法令等(必須)	⑨「⑦」及び「⑥」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容(必須)
浜松市	【農・工・旅連携グローバル人材特区①】グローバル化を推進する中小企業の外国人中核人材雇用促進	浜松市(あるいは隣接する愛知県と合わせた広域エリア)	一定の技能スキルを持つ外国人材を中小企業が雇用するために「技術・人文知識・国際業務」の在留資格を得ようとする場合、資格取得を円滑なものとするため「外国人ワンストップセンター」内に「永住・在留相談センター」を設置し、中小企業が、明確化されたルールに基づき迅速に入管での可否を判断、アドバイスを受けられるようにする。また、市が海外進出・販路拡大・輸出増進等を目指し、そのための中核人材として外国人を活用しようとする中小企業であると認定した「グローバル化推進企業」については、在留資格の取得手続きを簡略化できるようにする。	特に海外進出・販路拡大・輸出増進等を目指し、そのための中核人材として外国人を活用しようとする中小企業に対し、入管での就労ビザ取得等の手続きのハードルを下げることで、当該中小企業の事業のグローバル展開が進展し、企業業績が向上、外国人の雇用が安定し、地域経済の活性化に寄与するといった好循環が期待できる。なお、現在、外国人労働者を雇用する事業所は全事業所の5%に満たないが、外国人労働者数がここ数年横ばいの中、外国人を雇用する事業所数自体は増え続けているため、潜在的な雇用ニーズは中小企業も含め幅広くあるものと思われる。	特に中小企業が外国人を雇用しようとする場合、手続きが煩雑な上、就労ビザの可否が予測しにくく、雇用をためらうことに繋がっている。実際のヒアリングで次のような声があった。 i) 中小企業(アイゼン、ROKI、呉竹荘)が、外国人を雇用するために、就労ビザの申請手続きをする際、かなりの手間がかかり、場合によっては認められないケースもあった(手続きに手間取ったため入社に間に合わなかった事例あり)。 ii) 静岡大学の留学生の、地元での就職希望が高い中、外国人の就労制限により、就職先が限定されてしまい、その能力を地域で活かしきれない。 iii) 中小企業に対する外国人労働者の就労許可基準はかなり厳しいとの印象がある(静岡国際言語学院、公益財団法人国際人材育成機構より)。	出入国管理法第7条、上陸基準省令	入管より就労ビザ等の可否の事例を一定数示していただくことにより、可否判断を予測できるようにした上で、外国人を雇用しようとする中小企業が直接アドバイスを受けられるように「外国人ワンストップセンター」内に「永住・在留相談センター」を設置する。さらに、海外進出等のため中核人材として外国人を雇用しようとする中小企業で、市が「グローバル化推進企業」と認定したものについては、手続きを簡略化できるようにする。
浜松市	【農・工・旅連携グローバル人材特区②】ものづくり&ICT分野の高度技能実習生の育成・活用	浜松市(あるいは隣接する愛知県と合わせた広域エリア)	技術の熟練度を要するものづくり&ICT分野の高度技能実習生に関して、本人および受入機関の申請ならびに市の推薦により、「外国人ワンストップセンター」の管理の下、実習期間を最長3年から5年に延長できるものとする。さらに、一定の熟練技術力および日本語能力を有する技能実習生に関して、同様の手続きにより3～5年の「技術・人文知識・国際業務」の在留資格を与え、正規雇用を可能とする。	技能が高く、日本の生活に慣れた外国人を、その意志に反して帰国させてしまうことは、雇用している企業にとっても地域にとっても大きな損失である。彼らの能力を育成し最大限に活用することは、特に海外進出、販路拡大、輸出増進等を考える中小企業にとって、グローバル展開への足がかりとなる。さらにそうした成功事例が波及していけば、地域の潜在成長率を上げ、大きな経済効果を生む。また、在留期間が終了し、成長した彼らが帰国した際にも、母国と地域の架け橋となってもらうことも期待できる。	技能実習生の受け入れ期間は最長でも3年で、その後、帰国しなければならないため、ものづくりやICT分野で技能実習生を受け入れている中小企業(アイゼン、日電電気、シーポイント)が、技能が高く、日本の生活に慣れた実習生を、実習生の意志に反して、引き続き雇用することができなかった。	入管法第7条第1項第2号、別表第1の2	技術の熟練度を要するものづくり&ICT分野の技能実習生のうち、高度技能が認められるものに関しては、本人および受入機関の申請ならびに市の推薦により、実習期間を最長3年から5年に延長できるものとする。さらに、実習終了時に一定の熟練技術力および日本語能力を有すると認められたものは、同様の手続きにより引き続き3～5年の「技術・人文知識・国際業務」の在留資格を与え、正規雇用を可能とする。
浜松市	【農・工・旅連携グローバル人材特区③】外国人学校の特定公益増進法人の認可	浜松市(あるいは隣接する愛知県と合わせた広域エリア)	学校法人の認可を得ている外国人学校が、特定公益増進法人として認められる際の基準を緩和する。これにより、外国人学校への民間資金援助を推進し、外国人学校の経営の安定と、事業の充実を図る。さらに特定公益増進法人化を契機として、外国人学校と地域の企業や民間団体との連携や交流を促進する。	現在、浜松市には学校法人である外国人学校が2校あり、合わせて約400人の子どもたちが在籍している。浜松市の公立小中学校の外国人児童生徒数は約1,500人であり、約20%の子どもたちが通う外国人学校の存在は、外国人の子どもたちの教育環境の確保に重要な意味を持つ。それぞれ民間団体として設立され、運営資金に苦労する中で継続してきた。これまで、特定公益増進法人化を条件とする寄付の打診を受けており、これを契機に、より安定した学校運営とともに、外国人人材と地元企業や民間団体との連携や交流の一層の促進を図ることができる。	国際バカロレア認定校やインターナショナルスクールは寄付控除の対象となる特別公益増進法人として認められているが、日系ブラジル、ペルー人子女のための外国人学校は認められていない。	文部科学省告示第59号[H15年3月31日]	同様の外国人学校である国際バカロレア認定校やインターナショナルスクールは特別公益増進法人として認められているので、国家戦略特区内の日系ブラジル、ペルー人子女のための外国人学校に限り、非営利、日本語教育課程の必置などの条件を付して、日系人を主たる対象とする外国人学校を認可対象に加える。
浜松市	【農・工・旅連携グローバル人材特区④】「外国人ワンストップセンター」による監理体制の強化	浜松市(あるいは隣接する愛知県と合わせた広域エリア)	外国人を雇用しようとする中小企業が、迅速に入管での可否を判断、アドバイスを受けられるようにするため、「外国人ワンストップセンター」内に「永住・在留相談センター」を設置するが、同時にこのセンターに外国人材を雇用する中小企業や紹介団体等が適切な雇用条件を遵守しているか等を管理する権能も持たせる。この「外国人ワンストップセンター」は、浜松市が設置することを想定しているが、その管轄範囲は同様のニーズのある地域が隣接自治体等にあるならば、より広域であるほうが効率的である。そこで広域的な第三者監理協議会(構成:県、市、教育委員会、県警、地方入国管理局、県労働局、地方経済産業局など)を組織する。	外国人労働者の適正な就労を確保するため、受け入れ側事業所をはじめ、各行政関係者が連携した取り組みを進めることが重要である。浜松市ではこれまでも多数の外国人を受入れる中で、必要な情報提供に努めるとともに地域コミュニティへの参加や活動について地道に取り組んできた。治安の面においても外国人の犯罪件数は減少しており、「外国人ワンストップセンター」による監理体制の強化を図る中で、これまで以上に、地域の治安を安定させ、住民の外国人に対する不安を取り除く。これにより外国人を雇用しやすい環境が整い、地域経済の活性化が期待できる。	実際に市内の中小企業である宝翔や静岡国際言語学院から、制度を悪用する事案が報告されており、そのような問題が起きることが無いよう厳しい指導や、関係者間の連携強化が必要であるとの意見があった。	法務省組織令第七十五条別表第二(「外国人ワンストップセンター」の権能を、出入国管理局の支局並びにする場合)	「外国人ワンストップセンター」に関し、広域的な第三者監理協議会(構成:県、市、教育委員会、県警、地方入国管理局、県労働局、地方経済産業局など)を組織するにあたっては、特区における規制緩和を経済波及効果に繋げていくためにも、隣接する東三河地域、さらには愛知県全体との連携も考えて協議・運営していく。